主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中九拾日を本刑に算入する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人蟹江明治の上告趣意(後記)は、事実誤認を前提とする擬律錯誤並びに量 刑不当の主張であるから、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査し ても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、刑法二一条、刑訴一八一条により主文のと おり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	流	藤	悠	輔
裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	眞	野		毅
裁判官	岩	松	Ξ	郎